

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和6年10月17日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2400042 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2400016 号

第 1 結論

請求者の A 社における令和 2 年 7 月 29 日の標準賞与額を 12 万 6,000 円と決定し、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 62 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和 2 年 7 月 29 日
請求期間において、A 社から賞与を支給されていたが、年金の記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間に係る賞与について、請求者が提出した賞与明細書及び A 社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者は同社から令和 2 年 7 月 29 日に 12 万 6,200 円の賞与を支給されていたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録を訂正し、訂正後の記録により保険給付が行われるのは、事業主により厚生年金保険料が控除されていたと認められることが要件とされているところ、上記賃金台帳及び明細書によると、請求者の請求期間に係る賞与から厚生年金保険料は控除されておらず、雇用保険料と源泉所得税を控除した差引支給額が 12 万 683 円であることが確認できる。

また、B 銀行から回答のあった請求者の預金口座の取引明細によると、令和 2 年 7 月 29 日に A 社から賞与として入金された金額は 12 万 683 円であり、上記賃金台帳及び明細書の差引支給額と同額であることが確認できる。

さらに、A 社は、請求者の請求期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除していない旨を回答し、ほかに請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

したがって、請求者の請求期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていたとは認められず、請求期間の標準賞与額は、上記賃金台帳等において確認できる賞与支

給額により 12 万 6,000 円とし、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。